

三宅町議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第98条第2項の規定による三宅町議会の請求に基づく監査

第2 監査の対象

- (1) 三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程について
- (2) 公文書等の管理について

第3 監査の期間

令和3年3月12日から令和3年4月30日まで

第4 監査の方法

監査の方法は、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、健康子ども局健康子ども課及び総務部総務課から監査に必要な関係書類の提出を求め、健康子ども局健康子ども課職員及び総務部総務課職員に対し聞き取り調査を行い、関係書類の内容確認及び照合等による監査を行った。

第5 監査の着眼点

- (1) 三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程について

本業務に係る委託業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行われており、審査委員会の審査を適正に実施されたかを主眼とした。

また、監査の対象とする年度については、令和2年度とした。

- (2) 公文書等の管理について

監査請求に関する決議の理由として、各審査委員の採点表は公文書との主張がされているので、三宅町において公文書管理はいかなる規定に基づいて行われているかを主眼とした。

第6 監査の結果

1 事実の確認

令和3年3月12日付け三監第19号で三宅町長に対し、監査の実施を通知し、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和3年3月26日に健康子ども局健康子ども課職員及び総務部総務課職員に対し聞き取り調査を行い、監査に必要な関係書類の提出を求めた。

2 監査の意見

(1) 三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程について

審査会議事録及び担当課職員への聞き取り調査を行ったところ、当日の審査会場での参加者は審査委員6名と健康子ども課長及び担当職員1名で行われ、まず提案者のヒアリングが提案書に基づき1者45分(説明30分、質疑応答15分)それぞれ3者行われた。ヒアリング終了後、審査委員による意見交換をされ、各審査委員が個別の採点表により採点をし、採点終了の審査委員から健康子ども課職員2名で回収を行い、会場に持ち込んでいるパソコンにおいて集計表に転記し、転記の間違いの有無を確認したのち集計表を健康子ども課のプリンターで印刷を行った。担当職員による集計作業中、審査委員は審査会場の自席で待機しておられ、完成した集計表と各審査委員採点表を委員長に渡し委員長が再度、転記の間違いの有無を確認し委員長が集計結果(各提案者の平均点及び合計点)と最優秀提案者の発表を行い、各審査委員にそれに対する異議の有無を確認し、異議等なかったことにより最優秀提案者の決定をされ審査会は閉会された。

審査会閉会後の当日に、担当職員により審査委員3名の採点に、評価項目の評点が10点満点中5段階で評点を記入すべきところ、10段階での評点を記入されていたことが判明した。健康子ども局長心得、健康子ども課長が審査委員長であった副町長と協議の結果、審査会選定結果の公表を10月30日に控えており、審査会を再度行うことは困難であるとの判断により、10段階での評点を記入した3名の審査委員に、10段階での評点を記入した評価項目だけの採点修正を個別に依頼された。審査委員1名は直接修正を行い、残り2名の内1名は、採点表を写真で撮影しメールにてやり取りが行われた。またもう一人の審査委員1名は遠方におられるとのことで、電話にてやり取りが行われ3名の採点表の修正が完了し、10月28日に再度集計表が作成され、その結果を内部審査委員3名には個別で伝え、外部審査委員3名には電話にて伝えられた。10月29日付けで集計の修正を反映した決定通知を審査委員長名にて郵送もしくは直接渡された。その後、各審査委員より異議申し立てがなかったことにより、再度集計された結果の最高点提案者を最優秀提案者と決定し、10月30日に公表された。

以上のことから、当日の審査会開会から閉会までの状況においては、個々の審査委員の採点結果を正しく反映していると認められるが、その後修正が審査委員会を再開されることなく町当局よって行われたと判断した。そ

ここで、担当課の説明が真実であるのかを確かめる必要があるとの判断により採点を修正された審査委員3名の聞き取り調査を行うこととした。なお、修正が行われていない3名の審査委員については採点結果を正しく反映していると認められるので聞き取り調査は行わなかった。

令和3年4月5日(月)各審査委員の集計表の採点や当時の状況の確認を行った。各委員共、半年前の記憶でしかないので各項目の細部の点数は不明な部分も散見されたが「事業者評価計」「提案評価計」「総合計」「総合計による順位」等も含め勘案した結果、ご自分の採点と全員が認められた。

その結果、今回最優秀提案者を決められた集計表は各審査委員の採点が正しく反映されていると認められる。

また、今回最優秀提案者を決する過程は問題点も多々あったが各審査委員で問題点を共有し審査委員会の責任と権限において下された過程は妥当であったと考える。

今回の事例の抑制のためにも、プロポーザル方式実施ガイドラインやマニュアル等を早急に作成し、職員の共通認識を図る必要があると思われる。

(2) 公文書等の管理について

総務課に三宅町の公文書の管理について確認したところ、三宅町文書規程及び文書編纂保存規程において管理されているが、三宅町文書規程の種類において定めはあるものの、個別の採点表を公文書とする定めはなく公文書と判断する基準の定めもみあたらない。

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例第9条により委員会の庶務は、発注を行う課が処理すると規定されているため担当課長に事情を聴取したところ「担当課の判断」で、前回(学童保育プロポーザル案件の委員会においても)同様公文書との認識のないまま破棄したとのことであった。

世間において公文書等の廃棄に係る事件が問題視されている状況から、公文書等の管理ガイドラインを早急に作成し、職員の共通認識を図る必要があると思われる。

最後に、

町議会においては、地方自治法第98条第2項により議会が監査請求をすることに何ら問題もないことは言うまでもないが、三宅町住民が情報開示請求された案件を議会が何故肩代わりして議会監査請求されたのか疑問に感じる。

また今後、プロポーザル審査結果に関して情報開示請求がされ、それを今回を前例として議会に持ち込まれた場合はどのような対処をされるのか。三宅町議会として検査権を駆使して十分検査されたのか。公文書の取り扱いについても、委員会や本会議でこの件を例にして町当局を追求や提案するのが先にあるべきではなかったのか。等の疑問や懸念を感じる。

共に手を携え住民の幸福を追求すべき双方が今回の案件について意見を異にし、議論を尽くしたものの妥協に至らず、止むを得ず監査を請求されるのであれば理解ができるが、今回の監査活動内でもそのような形跡は感じられなかった。

町行政においては、町議会より提出された監査請求を契機として、今後の契約事務に際しては、公平性、透明性、客観性を保ち、議会・三宅町住民・応募された事業者等の関係者に疑念を持たれないように、制度の理解を深め緊張感が欠如することのないよう意見する。